

ラウエル所蔵文書

—日本国憲法の制定に関する
マッカーサー総司令官側の記録—

高柳賢三・田中英夫

〔連載第12回〕

No. 11 G1
選考委員会と人権に関する小委員会との公報
一九四六年二月八日 金曜日

一 ベン・ヘン中佐は、「原案」第二
二条が人権中憲法に列挙されていないも
のも国民に保障されることとして
反対した。『憲法に列挙された以外の』
残余の権利は国会に存するものであり、
国民は、国民自身の創設した国会（の定
め）に反する権利をもつことはありな
い。この憲法は、他の箇所でも、国会を通
して行使される国民の権限が最高であ
ると定めているのである、としたのであ
る。

二 この憲法以後制定される憲法、法
律または命令は、この憲法で保障され
ている諸権利を制限もしくは廃止し、また
は公衆の福祉および民主主義より以上に
尊重すべき事項を設けてはならぬ旨を
定めている（原案）第四條の議論の際に、
選考委員会との事を起草した小委員会
との間に、はつきりとした、しかも本質
的な意見の相違があることが明らかにな
った。ケイ・テイ・ス大佐は、この条文は、
暗然のうちにも（この憲法の）無難性を前
提とするものであり、また一つの世代が、
他の世代に対して自らの問題を決する権

利を否定するものであるとして、強く反
対した。原案のままだと、権利章典の改
正は無効となり、権利章典の変更は革命
によってのみ成し遂げられるということにな
る、と述べたのである。

ロースト大佐は、現代はある発展段階
に到達していることと、将来の世代が現
在の時代に固有のものに属している
諸権利を防止するということとは、許さる
べきではないということとを前提して、こ
の条文を弁護した。彼はさらにケイ・テイ
ス大佐が考えているように日本に民主政
治を樹立するだけでは不十分であり、今
日までなされた社会および道徳の進歩を
永遠に保障すべきであるとした。ワイ
ルズ氏は、第四條を削除すれば、日本に
おいてフランク・スミューズの論が明くことにな
るのとは不可避であるとした。

ベン・ヘン中佐は、第四條は、政治
についての意見と理論とを憲法という高
次の存在に押しこめようとするものである
というだけでなく、非憲法的でもある
と指摘した。というのは、本条の趣旨が
実現されるかどうかは、憲法のなかで設
定された規定をおくことによるのではなく、
最高裁判所の解釈がどのようなものになら
るかにかかっているものである、としたので
ある。

満足すべき妥協案は、えられなかった。
そこで、第四條をポイント・ツー將軍に示
し、同意を入れるか如何かを決定しても

らうとした。（最終案では、この条
文は削られた）

三 生活、自由および幸福追求に対す
る個人の権利は、すべての法律において
最大の尊重を受けるものとする旨を定め
る第五條の原案に対して、選考委員会は
反対した。この文章は共同の福祉（com
mon welfare）は個人の権利に属する
とした、前の方の条文と矛盾するとい
うのである。そこで文章を改め、「一般の
福祉（general welfare）の範囲内で」と
いう文章を加えた（最終案）。

（原註）選考委員第三案参照。

四 公務員を選挙すること、国民固
有の権利であるとする（原案）第七條中
の一項に対し、選考委員会は反対した。ケ
イ・テイ・ス大佐は、これでは、憲法上規定
が設けられていないのは、国会議員の選挙
だけであるのだ、すべての公務員を選挙
が選挙によることが必要とされることにな
るとした。そこで、「公務員を選定し、
及びこれを罷免することは、国民固有の
権利である（原案）」と、文章を改めるこ
ととした。

（原註）選考委員第三案の表紙文と同一文面
になっている。

五 選考委員会は、すべての市民が、
官職の行爲に法に従ってなされるべきで
ないものによって損害を受けまたは損失
を蒙ったときは、その補償を受ける権利
を有するとする（原案）第九條を、削除す

るのよいとした。ラウエル中佐は、こ
ういう規定があると、檢察官も警察が、
自己を守るために拷問を用いることを助
成することになると指摘した。ある人に
対し訴訟がなされた場合、官廳は、有罪
判決を受けるのに失敗すると、訴訟を提起
され、損害賠償を支払わねばならなくな
るからであるというのである。ベン・ヘ
ン中佐は、国に対する訴訟を許すとは、
非道に複雑な手続が必要になる旨を、附
記した。

ロースト中佐は、この条文を弁護して、
この条文があれば、警察が個人の住居に
侵入したり人々をなぐったり、財産をと
りあげたりすることの妨がられ、市民の地
位は護られると述べた。ケイ・テイ・ス大
佐は、法の執行に当たる官吏の行なった違
法行為の防止は、『憲法でなくとも』通
常の法によってなされる。このような
規定は、個人として保護され、また有罪
判決があれば損害賠償を支払わねばなら
ない、とした。（結局）本条は削除
された（最終案）。

（原註）原案第一七条第四〇条に当たる
条文が、マッカーサー草案にながれた
ことを参照せよ。

六 （原案）第一一條に対して、ラウ
エル中佐は、それが「人身の自由は、
法律を遵守する日本国民すべてにと
り、奪うべからざる権利である」と規定
して、人身の自由を保護を設けているこ

とに反対した。『憲法的な』という限
定詞は、いくつかの権利について、その
享受は、『法律の範囲内』に於て保障さ
れるとしている現行日本憲法の用語法
の名残りであるとしたのである。ベン・ヘ
ン中佐とケイ・テイ・ス大佐は、（原案）
第一一條の第一文に対して、その表現が
包括的すぎるという理由で、反対した。
完全な人身の自由というものは存在
しない。この条項が憲法に入れられる
と、国がなにか措置をとろうとするたび
に、その行動によって人身の自由が侵害
されるといふ反対をすることができると
いうことになる。本条の真の趣旨は、人間は
何人も「神」ではないということに定め
らる。従って、本条を改めて「何人
も、奴隷、農奴、その他いかなる種類に
せよ奴隷的地位を受けない」というよう
に規定すれば十分である、としたのであ
る（最終案）。

（原註）原案第一八条参照。

七 原案の第一三條は、宗教の自由を
保障するものならず、明文ですべての理
識者はいかなる種類の政治活動にも従事
してはならぬ旨を定めていた。選考委員
会は、この條の趣旨は、理論的にも
實踐的にも疑問であるとした。ケイ・テイ
ス大佐は、選考委員に対して政治活動を禁
止するとは、選考委員に対して言論、出
版の自由を否定するに等しいと主張するとい
うと反対した。憲法は、制限の章典ではな

く権利の章典であるべきであり、この種
の禁止規定は、憲法の中に置かるべきで
ないとしたのである。

ロースト中佐は、本条は、憲法的権限
が政治的目的のために濫用されるのを防
止することを目的としたものであると述べ
た。日本は、教団化にわたって、理論者
によって左右される國家である。たゞそれ
により、宗教的が威嚇を及ぼすという弊が
生じて政治的が威嚇が強化されてい
く。従って、日本人に対して、どのよ
うな宗教組織も政治的の権限を行使する
のではないことを、明らかにしておかねば
ならぬ、としたのである。

ベン・ヘン中佐は、人々が教会（「
寺社を含む」）の権限により威嚇され
て政治行動をせざることを、議員
を問うてはならぬ。これは個人の良心の
問題であり、憲法改正や制定法によつて
定められることは期待できず、憲法である
と指摘した。彼はまた「宗教の自由」と
いふ、他の面々に対する威嚇を免れ、威
嚇を免れた行動に出、または公の政治活
動に積極的に関与するやうに促さるやうな
宗教団体は、宗教団体として認められ、
宗教の自由は、新しい宗教の出現を正当化
する根拠として用いられることとなる、
というのだ。このように新しき宗教が、
既存の公の政治を阻害するやうにあら
れるのを恐るる、という、懸念に達したた
め、

人することを禁じながら、他方では國民
宗教に干渉することを認許している」と
述べた。

本条は、選考委員により、教団に
れ、禁止され、教団の自由を全面的に保
護し、かつ教団と國民との分離を規定す
るものとした（最終案）。

（原註）原案第二〇条参照。

八 （原案）第一四條は、言論、出版
の自由を保障しているが、名誉毀損罪
の禁令は別であるとして、この自由
を制限している。ケイ・テイ・ス大佐は、名
譽毀損の言論の禁止規定に対し、言論の
自由に対する重大な制限であるとして反
対した。政府の政策や行動に対する批評
が、これを名誉毀損であるとし、従つて
裁判所に訴訟を起すことができるものと
なると、効果的に抑えられることにな
る。名誉毀損が成立することを証明す
る責任は、（証拠を提出する）個人は負
うべきであつて國家が（個人に代つて）
負うべきではない。合衆國憲法では、言
論の自由の保障は、文章による名誉毀損
を処罰する法律の制定されるのを防ぐた
めに設けられたものであると述べたので
ある。

（原註）原文は libel（文章による名誉毀
損）と slander（口頭の名誉毀損）の二
語を並べて置いているが、後半はとも
う一方の語を省いていふことを嫌が、こ
の二語を並べて「名誉毀損」と置いた。
この条項は削除され、本条は條を改め

で原文は修正されて、この憲法が保障した自由、権利および機会、国民が所望するものとして定められた。

二 「法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と保護の旨を旨すべきである」と定める「(原案) 第二六条」に対して、ラウエル中佐は「強硬に反対的」な立場として反対した。社会の福祉以外の目的を旨とする立法が数多くあることは必至である。もしこのような法律がすべて無効とされることにならば、私人間の契約もその多くが無効ということになる。その上この種の規定は、私事に対する立法による干渉を促進し得るのである、としたのである。憲法委員会、本条を修正改め、法律は、生活のすべての面につき社会の福祉の増進を旨すべきである、という規定にした。また、一般の福祉を制限する種々の法律は廃棄されるべきであるとの保障(規定)は、削除された。

三 「(原案) 第三三条」は、土地およびその天然資源に対する終局的権利は、国に与えられ、「従って土地およびその資源に対する所有権は、責任権と解され、不当な利用または継続的不使用があれば、それらのものに対する権利は、国に没収する」とされている。ケイティス大佐は、この条項を厳格に解釈すると、不動産に対する私的所有はすべて

没収されることになるように述べた。彼は、土地およびその資源に対する私的所有を「責任権」と呼ぶべきではないとしたのである。ロウエル中佐は、この条文は、個人はその土地に対して、一般の福祉と考慮を払うことなく何でもその欲することをなすという、伝統的な考え方を認めることを、意識的に目指したものであると述べた。ケイティス大佐も、すべての土地とその資源に対する終局的権利(ultimate fee) (原案)は、国に存し、国は土地またはその資源を公の用に供する必要があるときには、どんな土地またはその資源でもこれを収用する権利を有する、という趣意を、承認した。しかし彼は、このような財産の収用がなされる場合は十分補償(adequate compensation) (原案)がなされるべきなどの規定を置くべきとしたのである。この条文は、憲法委員会の勧告する文言を用いて、書き換えられた。

(原註) 「fee」とは、元来、封建上の土地の所有を意味するものである。この「土地」と呼ばれるのは、この土地である、しかし今日でもこの言葉が用いられ、例えは、われわれの所有権に及ぶ権利は、「fee simple absolute」というように表現される。この「ultimate fee」という言葉が用いられたのは、あなかも封建的土地に対する最終的権利は国にあるとされていたのと同様に、今日土地に対する最終的権利というものを握るならば、それは国に

属する、という考え方を表現するためである。従って、ここでとりあげられているのは、われわれが「所有権」と呼ぶものが国にあるかどうかという問題ではない。むしろ、最終的に「土地は国のものだ」というような趣意で、この言葉が用いられていることに注意する必要がある。

(原註) 現在憲法第二九条は「正当な補償(gust compensation)」という言葉を、用いている。

四 「(原案) 第三二条」は、労働者にストライキ権を認める明文を置いていることに、異議を述べた。彼は、この条項は、憲法がストライキを奨励しているものだというような不幸な解釈を促す可能性があるとの懸念を述べた。この条文は、「労働者の団結する権利および団体行動をする権利は、これを保障する」と修正された。

(原註) 現在第二九条と出ている「団体交渉」ということが明示されていない点で遺憾がある。

五 「(原案) 第三四条」は、言論、出版以外のこれらの形態の表現について、その自由を保障しながら、青少年の保護と公衆の(道徳的)高い水準(high public standards)の維持のため、卑猥(indecent)や品の悪い(degrading)文章、演劇、映画などを抑圧するために、法的措置をとらるべきとしているのに対し、異議が述べられた。憲法委員会は、公衆道徳を維持する目的の合理的活動に

憲法上の保障を与えることは行き過ぎであり、公になされた表現に対し警察が監督をすることを正当化する根拠を与えるから危険である、と考えた。政府を批判した小説や演劇は、どんなものでも、品が悪いと卑猥だとかいうレッテルを貼られて抑圧されるのであるとされた。

六 ラウエル中佐は、組織をする権利を憲法上の存在としている「(原案) 第三七条」に反対した。彼は、組織の権利はかつて一度も基本権であったことはないと、国民とその代表者が望ましい、と考えたときにはいつでもこの権利を否定することが可能でなければならない、と述べた。この条文は削除された。

七 「(原案) 第三八条」は、「契約は法の保護を受けるが、強制は禁止され、また公序良俗に反する法律関係は無効とされる。国は、いかなる強占を許してはならない」と定めていたが、憲法委員会は、これに反対した。第一に、内容的には、本条は、ほとんどが「憲法ではない」制約法で規範するべき事項に関するものであるし、第二に、本条によれば、国が(通運業、漁業など)ある種の産業に補助金を与えることによって一般の福祉を増進することが不可能になるとしたのである。ロウエル中佐は、国が補助金を与えること、および国が強占を許すことを禁ずるのは、政府が常産産業や民間

られて、集会・言論出版その他一切の表現の自由を、憲法上の制限なしに、簡明に保障する規定となつた(原案)。

(原註) 現在第二二条参照。

九 「(原案) 第二六条」の討論に際して、憲法委員会は、集会の自由に対し、「平穏な抗議のために」という限定句が挿入された制限が設けられていることに反対した。基本的な自由を制限を設けることは、国民が言論、出版および集会の自由を行使するのを促進することが国の責任である旨を強調すべきである。上記の一句は、削除された(原案)。

(原註) 現在第三二条参照。

一〇 「(原案) 第二二条」は、大学における(academic) 教育および研究の自由並びに合法的な研究の自由を保障し、教員の職業権を有するのは、「教育、研究」専門職従事者の組織ないし協会に限らるべきこととした。憲法委員会は、連合国がある種の研究を厳しく制限し、ものによっては完全に禁止しようと考えていることを理由に、研究の「自由」の保障に反対した。

(原註) 「academic」という言葉を、取すことにつき、後述七頁一四頁目の脚注を見よ。

ケイティス大佐は、「(教育の) 職業の制限の定めを、憲法の中に記すには、あまりに手続的なものであり、定めを設けるとすれば憲法の中に入れるのが

ふさわしいものである」として、斥けた。ロウエル中佐は、この条項は大学の自由の必然的帰結であり、また将来にわたるだけの合理的で教育が職業とされることを防ぐための明文であるとして、この条項を入れたことを弁護した。これに対しケイティス大佐は、この条項は、国民に責任を負ふにない団体に憲法上の権限を与えるものであるが、国会に対し責任を負わない機関または協会が統治の権限を与えられ、または統治の権限を行使する、という事は許さるべきでない、と反対した。

原案は修正され、この条項は削除された。

一一 「(原案) 第一八条ないし第二五条」は、日本に社会保障(社会) 公衆衛生、無償の教育(ならぬ制度)並びに、整備された養子法および幼年労働(禁止)法を設けるための詳細な指示を与えていた。憲法委員会は、そのような指示は有益なものかもしれないが、このような規定は憲法改正の定めによるべきもので、憲法の関与すべきものではないと主張した。

(原註) 「social welfare」という言葉については前掲関係により、「社会保障」と訳したところ「社会福祉」と誤ったところがある。

ロウエル中佐は、社会保障に関する規定を入れることは、最近のヨーロッパ諸国の憲法で広く認められているところ

であると述べた。彼はさらに、日本ではこのような規定を入れることは特に必要である、というは、日本では、これまで、国民の福祉に対して国家が責任を負うという概念はなかったものであり、この概念が一般に受け入れられることを促進するためには、憲法上それを置つておく必要がある。現在日本では、婦人は職業に等しく、父親の養育者として責任を負うが、猶子に責任を負う、米の出来の悪いときには農民は救済を受けることもできる、である、と述べた。スウェーデン憲法中佐は、これに賛成し、乳幼児をかくまひする母親の保護や子供を養子にすることについて詳細な指示を(憲法に) 織り込んだとしても、それを補完する立法を国会が行なわなければならない限り、事態は改善されるであろうと述べた。ワイルズ氏はこれに同意し、したが、われわれはこれらの事項につき日本政府に権限を委ねるならぬ旨を、熱心に主張した。

ラウエル中佐は、社会保障について完全な制度を設けるということは、民政局長の義務ではないとして反対した。また彼は、これらの規定を入れることを強く主張すると、強い反対を生じ、日本政府がわれわれの憲法草案を全面的に拒否するといふことになるかもしれないと述べた。ワイルズ氏はこれに賛成し、われわれは日本に社会革命をもたらす責任があり、この責任を最良な一歩の前進は、

憲法を通じて社会の型を一変せしめる、と述べた。彼はさらに、日本では、これに対し、法を制定して他の国に新しい社会思想を押しつけることは不可能である、と反論した。

社会理論について互に反対する意見と由来するこのような意見の中から妥協的解決を見出すことは不可能であったので、憲法委員会は、この条文を入れるかどうかについてポイント二一將軍の意見をきくのがよいとした。そしてポイント二一將軍は、社会立法に関する細かな点は省略する方がよいが、社会福祉制度を設けようという一般的な規定は置くほうがよいとの意見を述べた。

No. 11 G2

憲法委員会と権限に関する委員会の報告

一九四六年二月九日 土曜日

* 第二回と題す。

一 「この憲法によって定められた自由、権利および機会、国民の自衛的協力に由来する」と定めた「(原案) 第三二条」を修正して、ケイティス大佐は、「自衛的」という言葉を、意味が曖昧で、誤って解釈される可能性があるとして、この言葉を用いることに反対した。そ

身分法研究

【第三四回】

東京家庭裁判所身分法研究会

相続家屋における居住の保護とその評価

——東京遺言に基き相続人の一部が居住する場合——

問題 (1) 相続開始時、被相続人の所有家屋に共同相続人中の一部の者が被相続人と同居していた場合、それら同居相続人の居住は保護されるか。

(1) 右同居相続人の居住が保護されると解する場合、遺産分割の審判で同居相続人に右家屋を取得せよと、これをいかに評価すべきか。

* 所有家屋の敷地たる土地が被相続人の所有に属する場合と属しない場合とが考えられるが、ここでは問題を単純化するため、それが被相続人の所有に属することを前提とする。以下これに同じ。

一 問題の所在

生活の本拠としての居住用家屋の所有者が死亡したとき、共同相続人全員がその家屋に同居しておれば、それら相続人は従来からの生活状態を継続しうることから、生存状態たる居住の保護および家屋の評価に關しては、いさう問題がないといえよう。これに反して、共同相続人中の一部の者が右の家屋に同居し、これを無償で使用している場合には、被相続人の死亡を契機として従来からの居住状態を継続しうることについては疑問の余地がないわけではなく、これを肯定した場合に当該家屋をいかに評価すべきかにつき困難な問題が生ずる。

参考のため一つの事例をあげてみることにしよう。——被相続人に甲男(二五才)の共同相続人として、(甲男の妻)丙女(後妻五〇才)、(甲男とその先妻乙女との間の長女)乙女(四〇才)、(同)乙女との間の長男(三八才)、(同)乙女との間の二女(三五才)、(同)乙女との間の三男(二三才)および(同)甲、丙間の長男(一五才)の六名がある。したがって、その法定相続分は丙が三分の一、その他の相続人が一五分の二ずつということになる。相続財産としては、甲男の単独所有に属し、同人が生前中居住していた家屋(敷地所有権を含む)として評価するときは、時価三、〇〇〇万円であると仮定する。右の家屋には甲男とともに、その妻丙女が婚姻以来二〇年間、嫡出子女が出生以来一五年間計続き同居しており、相続開始後も右両名だけが居住している。A、B、C、Dはいずれも、もと甲男、乙女らと右家屋に居住していたが、成人すると間もなく他に住居を求めあるいは婚姻・養子縁組をするなどして一〇年間はも他に居住し、その生活、生活ともに安定している。

右にあげた事例において、(1)丙女および乙女は従来より二人だけで独占的に無償で右家屋に居住を継続しうるのである。もしそれが認められるとすれば丙女および乙女が居住を継続しうる法的根拠は何にこれを求めるべきであらうか。さらに(2)遺産分割の審判をするにあたり、丙女および乙女に右家屋の所有権を取得せよと命じ、これをいかに評価すべきか。すなわち、丙女および乙女は居住家屋の客観的評価額三、〇〇〇万円にA、B、C、Dの法定相続分一五分の二を乗じた四〇〇万円ずつ、合計一、六〇〇万円の債務を負担しなければならないのか(家審一〇九参照)。それとも、右家屋に丙女および乙女の居住の利益が反映するものとみて、その評価は客観的評価額によらず、ある程度の減額(通則)をすべきではないか。もし減額すべきものとするならば、一体いかなる基準によって、この程度の減額をすべきであらうか。

以上、右にあげた二つの問題につき、本研究会の席上で発言が述べた報告の概要(3)と協議の結果の大家を紹介することとしたい。

(1) 生前中の親族間に親族関係を基礎として設定されている不動産の所有関係をめぐり問題に二つあり、(一)所有権取得(民法二四六条)と(二)占有取得(民法二四七条)の二つの問題が生ずる。二つとも、三三歳以上参照。

(2) 家屋の同居相続人とその所有権を放棄せよと命じようとするならば、丙女は従来より同居相続人としてこれを取得する機会が多いので、このことはその機会を奪うことになる。しかし、同居者たる相続人が所有権を放棄しうることについては、民法二四七条の二の二つを要する。

(3) 遺言は民法九百条に於ける遺言に於いては、遺言の作成後四〇日以内、家審月報一七巻一五頁、判例集四一八巻一頁参照。

害されることはない。また、今後は、「犯罪成立の」蓋然性の認められるような理由(理由)に基づいて、捜査する場合におよび拘置または押収される人または物を指定した場合でなければ、発せられない。

捜査または拘置もしくは押収は、裁判所の一員で権限を有する者により、その「捜査または拘置もしくは押収の」ために各別に発せられた命令により、行なわれなければならない(憲法)。

* ベンで「不合理な」一面が削除され、代わりに、「本人の」所有権を有している。

* 「侵害され(violate)ることはない」の代わりに、「裁判所の許可なく」であるならば、侵害され(violate)ない」となっている。

(憲法)「seizure」という語が、人または物の所有権を侵害しうること、この「一度を」"seizure"と訳した。

(憲法)「第三五条の保護」は、このことと"adequate cause"となっており、このことは"probable cause"となっており、

(憲法)「第三五条参照」。

第 三 条 物理的なものであれ精神的なものであれ、公権力は強制を用いることは、絶対にこれを禁ずる。このような憲法に違反する公権力には、裁判官が課せらるべきである。

過大な保釈金を要求してはならない。また、保釈または保釈が課せられてはならない(憲法)。

十 このまで開除。
十一 この一文開除。
十二 原文は、"use"だが、ベンで、現行第三五条の条文中に同じ"probation"とある言葉に置かれている。
(憲法)「第三五条参照」。

第 三 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。被告人は、公開裁判において、自己に不利な証人のすべてを攻撃しめられ、弁護人を通じてこれら証人に対して反駁の機会を有すること、許さるべきである。また、被告人は、公費で、強制的な手続により自己に有利な証人を求める権利を有する。被告人は、いかなる場合にも、逮捕を有する弁護人を依頼することができ、被告人がこれを依頼することができないときは、政府でこれを助する。

何人も、同一の犯罪につきまたび起訴されなければならない。

何人も公正で公開の公判によるものでなければ、有罪とされることはない。また、何人も、公判をせずに市民的権利を奪われることはない。

陪審審理は、死刑を科する罪につき起訴された者にはすべて、重罪(serious)と軽罪(less)につき起訴された者にはその者の請求により、与えられる(憲法)。

十 公判に於いて「あらゆる」ことまでの一問開除。
十一 後段の一文開除。
十二 この項全部開除。

十三 「弁護人を有して」開除。
十四 「十歳以上」を「十歳以上」と訂正。
(憲法)「第三五条の保護」は、憲法に及ぼない。憲法に及ぼない。憲法に及ぼない。
(憲法)「第三五条参照」。

第 三 条 何人も、自己に不利な供述を強制されない。また、本人の証言は、その証言者に対し不利な証拠と見なされない。

自由は、それが被告人の弁護人の面前でなされるものでない限り、効力がなく、また、自由は、強制、拷問または脅迫によって、なされたときは、効力がない。

何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自由である場合には、有罪とされ、または刑罰を科せられない(憲法)。

十 後段の一文開除。
十一 このまで開除。
十二 このあとに「または長い間拘留もしくは拘禁された後で」と追加。
十三 「証拠とすることができない」と訂正。
(憲法)「第三五条参照」。

第 三 条 事後処罰法(ex post facto law)を制定してはならない。また、実行の時効法であった行為につき人を罰するような刑罰を科してはならない(憲法)。

十 全文を削除し、代わりに「何人も、実行の時効法であった行為につき、刑事上の責任を問われない」と記されている。

(憲法)「第三五条参照」。
第 三 条 日本が、外国から逃亡したまたは外国の裁判を逃れた者を逃亡犯罪人として引渡す権利は、当該外国を公衆に代表する者が請求した場合に、否認されることはない。
十 全文開除。

ピータ・クロウスト
中佐
ビート・スロト
バリ・エス・ワイルツ

(憲法)「第三五条参照」。
わたしたちが「文書」が要求された場合に、憲法に違反して捜査することになります。